

担当	需給調整事業部		
	需給調整事業第一課長	松下	金夫
	需給調整事業第二課長	河瀬	常雄
	需給調整事業第二課長補佐	谷奥	紀夫
	電話	052-219-5587	
	FAX	052-219-5589	

平成21年度における労働者派遣事業所の動向と指導監督等の状況 ～減少に転じた派遣事業所にあつて、求められるコンプライアンス～

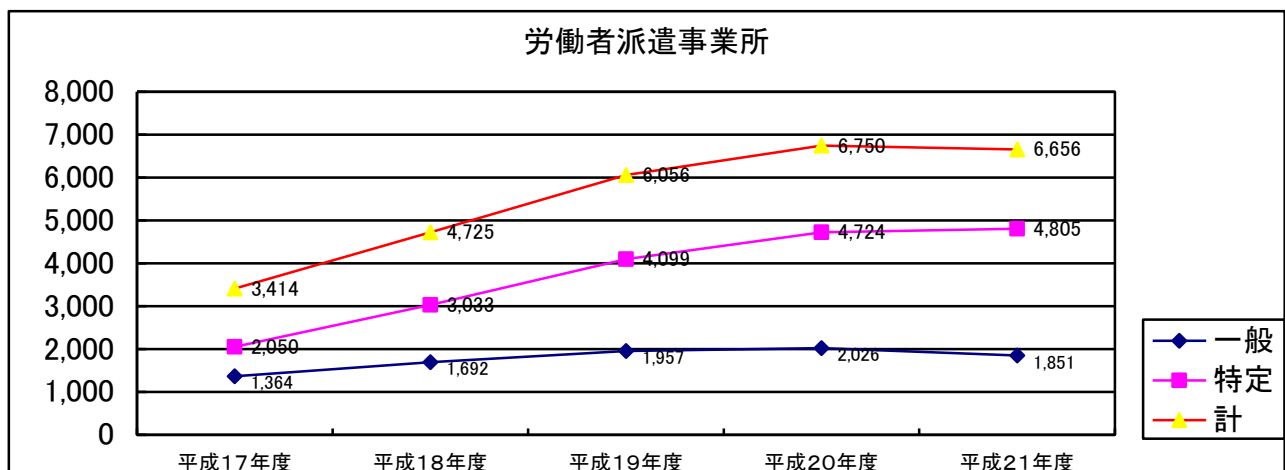
1 労働者派遣事業所の動向

平成16年の労働者派遣法改正以降、特に製造業への派遣が可能となったこと等もあり、労働者派遣事業所数は急速に拡大してきたが、平成20年秋以降の景気の急激な後退による雇用調整の影響を受け、平成21年度における県内の新規許可・届出事業所数は、518事業所（一般労働者派遣事業83事業所（前年度比△58.9%）、特定労働者派遣事業435事業所（前年度比△45.0%）で、平成22年3月末現在の労働者派遣事業所数は、前年同月比1.4%減の6,656事業所（一般労働者派遣事業1,851事業所（前年度比△8.6%）、特定労働者派遣事業4,805事業所（前年度比1.7%増））となり、一般労働者派遣事業で廃業する事業所が新規許可事業所を上回った。

愛知労働局における労働者派遣事業所の許可・届出事業所数の推移 《表1》

	平成17年度			平成18年度			平成19年度			平成20年度			平成21年度		
	事業所数	(製造)	新規許可・届出	事業所数	(製造)	新規許可・届出	事業所数	(製造)	新規許可・届出	事業所数	(製造)	新規許可・届出	事業所数	(製造)	新規許可・届出
一般	1,364	462	181	1,692	659	272	1,957	821	235	2,026	857	202	1,851	785	83
特定	2,050	419	590	3,033	810	1,004	4,099	1,256	1,098	4,724	1,498	791	4,805	1,507	435
計	3,414	881	771	4,725	1,469	1,276	6,056	2,077	1,333	6,750	2,355	993	6,656	2,292	518

（注）製造業務の労働者派遣を行う事業所の件数は、内数である。



2 事業所に対する指導監督の状況

(1) 個別指導監督

- 平成21年度に愛知労働局が実施した労働者派遣事業関係（請負を含む）の個別事業所に対する指導監督件数は、前年度と比べ1.6%増の866件となった。

内訳は派遣元589件、派遣先135件、請負受託者86件、発注者56件について、指導監督を実施した。

また、これらのうち労働者からの申し出等に基づくものは、157件（派遣元50件、派遣先47件、請負受託者35件、発注者25件）であった。

指導・監督の結果、336事業所に対して是正指導を実施し、当該事業所より文書による是正結果報告が提出された。

是正指導を行った事業所の割合（是正指導率）は38.8%（前年42.8%）であった。

実施件数及び是正指導状況 《表2》

	労働者派遣事業			請負事業			合計
	派遣元	派遣先	小計	受託者	発注者	小計	
① 実施事業所件数	589 (50)	135 (47)	724 (97)	86 (35)	56 (25)	142 (60)	866 (157)
② ①のうち是正指導を行った事業所数	202 (40)	82 (36)	284 (76)	30 (12)	22 (9)	52 (21)	336 (97)
③ 是正指導率(②÷①)×100	34.3%(80%)	60.7%(76.6%)	39.2%(78.4%)	34.9%(34.3%)	39.3%(36%)	36.6%(35%)	38.8%(61.8%)

() 内は、労働者の申し出等により実施した個別指導監督（内数）である。

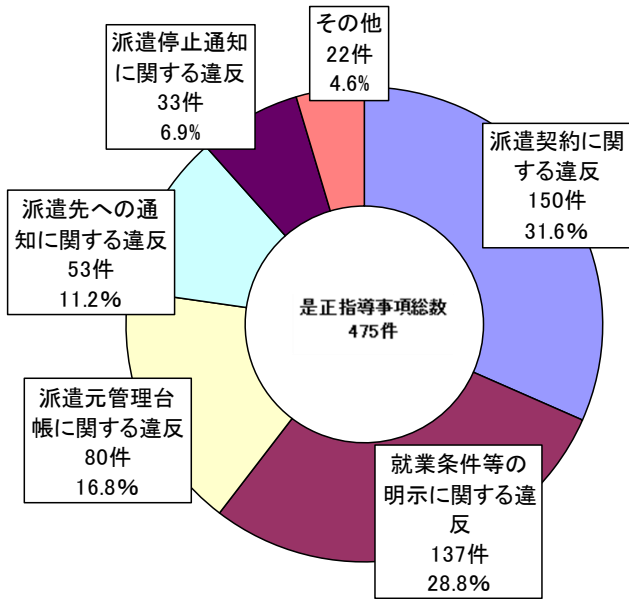
- 派遣元の主な是正指導事項は、「派遣契約の内容等に関する違反」（31.6%）（注1）、「就労条件等の明示に関する違反」（28.8%）、「派遣元管理台帳に関する違反」（16.8%）、「派遣先への通知に関する違反」（11.2%）などであり、派遣先では「派遣契約に関する違反」（37.8%）、「派遣先管理台帳に関する違反」（30.8%）、「派遣受入期間に関する違反」（26.6%）（注2）などであった。

- 請負事業関係では、指導・監督を実施した請負受託者86件のうち30事業所に「偽装請負」（請負契約による労働者派遣）（注3）が見られたことにより是正指導を行った。

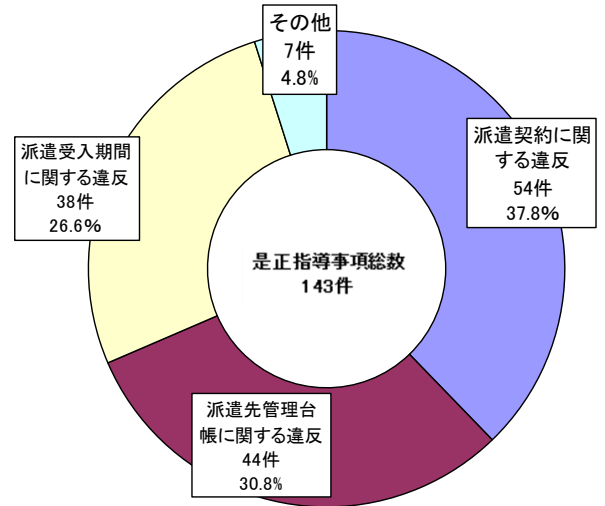
また、発注者においても、56件中22事業所に「偽装請負」が見られたことにより是正指導を行った。

是正指導の内容 《図1》

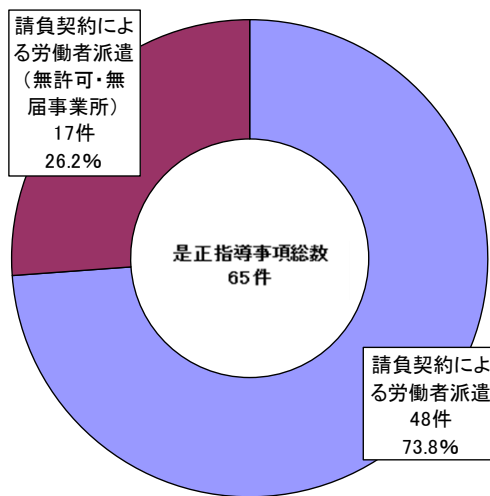
派遣元



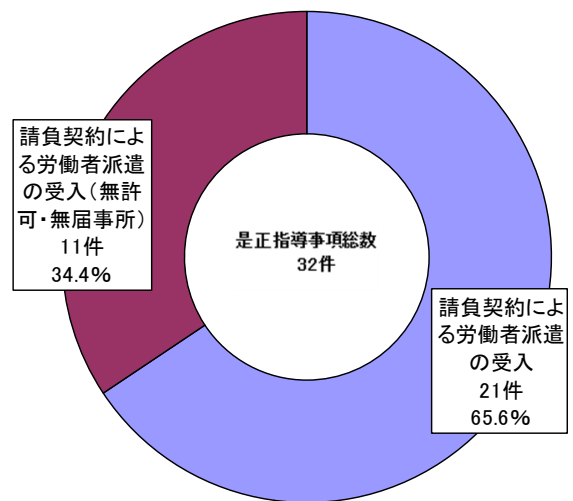
派遣先



請負受託者



請負発注者



注1)

- ◎派遣元事業主における派遣契約に関する主な違反事項
 - ・ 契約内容等の項目の不備
 - ・ 派遣先からの抵触日通知なくして契約を締結

注2)

- ◎派遣先における派遣受入期間に関する主な違反事項
 - ・ 派遣元への抵触日の非通知
 - ・ 派遣可能期間を超えて労働者派遣を受け入れ

注3)

- ◎請負事業主、発注者における主な不適正事項
 - ・ 契約は請負であるが実態として労働者派遣であったもの (無許可・無届事業所、許可・届出事業所を含む)

(2) 集団指導

平成21年度中に行った労働者派遣事業関係の研修等、集団指導の実施件数の合計は、81回で、受講者数は3,292名であった。また、昨年10月から12月にかけて実施した東海4労働局「派遣・請負適正化合同キャンペーン」期間中に実施した研修会については、5回開催し、受講者数は1,791名であった。

集団指導の実施状況 《表3》

内 容	実施回数	受講者数
ア 需給調整事業部各種講習会	65回	676名
・一般労働者派遣事業主許可証交付講習会	(11回)	(73名)
・特定労働者派遣事業新規届出後講習会	(30回)	(328名)
・一般労働者派遣事業主許可更新講習会	(12回)	(215名)
・新規許可・届出事前講習会	(12回)	(60名)
イ その他研修会(事業主団体等への講師派遣)	11回	825名
ウ 東海4労働局「派遣・請負適正化合同キャンペーン」研修会	5回	1,791名
計	81回	3,292名

3 労働者派遣事業等に関する苦情・相談状況

平成21年度中の苦情・相談件数は、「労働者派遣関係」190件(78.5%)、「請負関係」35件(14.5%)、「職業紹介関係」11件(4.5%)等合わせて242件で、前年度の415件から41.7%減と大幅に減少した。

この減少した要因は、平成20年度にあっては、急激な景気後退に伴う派遣労働者など有期労働者を中心とした雇用調整が影響して苦情相談が大幅に増加し、平成21年度においては、これらの状況が落ち着いたことによるものと考えられる。

この労働者派遣事業に関することでは、「派遣期間関係」「就業条件等の明示」「派遣契約の解除、解雇関係」「事前面接、履歴書関係」などであり、請負に関することでは、ほとんどが「偽装請負」についてであった。

苦情・相談の状況 《図2》

